

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課

国民年金事業室長補佐 唐川 (内線3663)

国民年金調整係長 桑山 (内線3663)

電話(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2810

平成18年8月9日

社会保険庁

国民年金保険料未納者に対し送付した催告状の記載誤りについて

平成18年7月下旬、三宮社会保険事務所及び兵庫社会保険事務所管内の国民年金保険料未納者に対し送付した「催告状」の記載内容のうち、市場化テストモデル事業の開始を周知する箇所に誤りのあることが判明した。

【事象の概要】

平成18年7月下旬、三宮社会保険事務所及び兵庫社会保険事務所管内の国民年金保険料未納者に対し送付した「国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)」に市場化テストモデル事業の開始を周知する旨の記載を行ったところであるが、受託事業者名に誤りのあることが判明した。(7月31日、転居先不明で返戻された催告状を開封確認した際に誤りが判明)

【原因】

催告状の印刷・発送は、社会保険庁(本庁)において一括調整しているところであるが、本庁担当部署から印刷業者に提示した仕様書に記載誤りがあったことによる。

【対応】

受託事業者に対しては、直ちに事象を説明の上、謝罪を行った。また、当該催告状を送付した被保険者の方々に対しては、速やかにお詫び状を送付の上、市場化テストモデル事業の実施に係る正確な情報を御理解いただけるよう努めた。(別添資料参照)

【再発防止策】

関係する全職員に対し、外部に発信する通知書等の重要性やその影響の大きさを踏まえ、改めて慎重かつ細心の注意を持って執務に当たるよう指導を徹底した。また、印刷物等については、その決裁過程におけるチェック機能の強化や複数職員(内容によっては地方庁職員を含む)による校正確認の徹底等を指示した。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書の記載誤りについてのお詫び

拝啓

先に、あなた様の国民年金保険料が未納となっていたことから、当庁（三宮社会保険事務所）より、未納となっている保険料の納付をお願いする「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」を送付させていただきました。

お送りした通知書面では、「当社会保険事務所では、平成十八年七月より市場化テストモデル事業として、国民年金保険料の納付のご案内を（株）もしもしホットラインに委託しています」旨、併せてご案内申し上げたところですが、受託事業者名に誤りのあることが判明いたしました。

当方の事務処理誤りによりご迷惑をおかけいたしましたことに関し、心より、お詫び申し上げますとともに、正しくは左記のとおりとなっております。格段のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（正） エー・シー・エス債権管理回収株式会社

（誤） 株式会社もしもしホットライン

今後、国民年金保険料が未納となっている場合は、当庁（三宮社会保険事務所）からの催告状による納付のご案内の他、平成十九年九月末までの間は、エー・シー・エス債権管理回収株式会社が国からの委託を受けて納付のご案内を行うこととなりますので、よろしくご承知置きの程お願い申し上げます。

なお、納付書の再発行や納付状況に関するお問い合わせは、三宮社会保険事務所（電話番号〇七八・三三四・四六三六）で承ります。

敬具

平成十八年八月四日

社会保険庁運営部年金保険課 国民年金事業室長

小寺 和幸

国民年金未納保険料納付勧奨通知書の記載誤りについてのお詫び

拝啓

先に、あなた様の国民年金保険料が未納となっていたことから、当庁（兵庫社会保険事務所）より、未納となっている保険料の納付をお願いする「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」を送付させていただきました。

お送りした通知書面では、「当社会保険事務所では、平成十八年七月より市場化テストモデル事業として、国民年金保険料の納付のご案内を（株）もしもしホットラインに委託しています」旨、併せてご案内申し上げたところですが、受託事業者名に誤りのあることが判明いたしました。

当方の事務処理誤りによりご迷惑をおかけいたしましたことに関し、心より、お詫び申し上げますとともに、正しくは左記のとおりとなっております。格段のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（正） エー・シー・エス債権管理回収株式会社

（誤） 株式会社もしもしホットライン

今後、国民年金保険料が未納となっている場合は、当庁（兵庫社会保険事務所）からの催告状による納付のご案内の他、平成十九年九月末までの間は、エー・シー・エス債権管理回収株式会社が国からの委託を受けて納付のご案内を行うこととなりますので、よろしくご承知置きの程お願い申し上げます。

なお、納付書の再発行や納付状況に関するお問い合わせは、兵庫社会保険事務所（電話番号〇七八・五一五・三八八三）で承ります。

敬具

平成十八年八月四日

社会保険庁運営部年金保険課 国民年金事業室長

小寺 和 幸

【ご参考】

国民年金保険料収納業務に係る市場化テストモデル事業の実施について

平成18年7月より、三宮社会保険事務所及び兵庫社会保険事務所において、これまで社会保険事務所が実施してきた国民年金保険料の収納業務の一部を民間事業者が行う「市場化テストモデル事業」がスタートしました。

◎市場化テストとは

これまで「官」が行って来た「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。

社会保険庁では、平成17年10月よりモデル事業としてこの制度を導入し、現在、全国35ヶ所の社会保険事務所で実施しているところです。

※ 市場化テストについて詳しい内容をお知りになりたい方は、下記アドレスをご参照下さい。

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/market/index.html>

◎ 受託事業者について

三宮社会保険事務所及び兵庫社会保険事務所の受託事業者は、入札の結果、下記事業者に決定しました。

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

(お問い合わせ先) : 大阪コンタクトセンター 06-6262-4309

◎ 受託事業者が行う納付のご案内等について

今後、国民年金保険料が未納となっている場合は、社会保険事務所からの催告状による納付のご案内の他、平成19年9月末までの間は、エー・シー・エス債権管理回収(株)が、電話や文書、戸別訪問等で納付のご案内を行うこととなります。

なお、受託事業者が納付督促を行うに当たっては、個人情報保護の徹底をはじめ、以下の取扱を徹底することとしています。

- ・納付督促のできる受託事業者の担当者氏名は、予め社会保険庁に登録されています。
- ・戸別訪問督促を行う場合は、顔写真入りの納付督促員証明書を提示します。
- ・受託事業者提供する個人情報は、納付督促を行う上で必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに取扱事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)」や当庁独自の取扱規定、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。